

第 9 回 N D B 乳幼児及び小児に関する薬剤管理料加算の算定状況（算定回数・患者数）

資料 2

診療年月：2022年04月～2023年03月（調剤）調剤行為（加減算） ※集計結果が10未満の場合は「-」で表示（10未満の箇所が1箇所の場合は10以上の最小値を全て「-」で表示）※集計対象期間内に名称や点数・金額等に変更がある場合、変更後の情報で表示

①算定回数

区分番号	区分名	調剤行為 コード	調剤行為	点数	総計 (算定回数)	男				女			
						0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳
31	薬学管理料加算	440016970	乳幼児服薬指導加算（薬剤服用歴管理指導料・6歳未満）	12	29,315	12,683	2,620	0	0	11,601	2,411	0	0
		440017370	乳幼児服薬指導加算（服薬管理指導料・6歳未満）（臨コ）	12	111,668	46,493	11,345	0	0	43,246	10,584	0	0
		440012270	乳幼児服薬指導加算（服薬管理指導料・6歳未満）	12	36,554,535	16,631,695	2,796,254	0	0	14,660,029	2,466,554	0	0
		440004470	乳幼児服薬指導加算（かかりつけ薬剤師指導料・6歳未満）	12	974,808	436,045	85,860	0	0	378,382	-	0	0
		440006070	乳幼児加算（在宅患者訪問薬剤管理指導料・6歳未満）	100	10,329	4,167	1,137	0	0	4,011	1,014	0	0
		440006170	乳幼児加算（在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料・6歳未満）	100	1,047	460	113	0	0	387	87	0	0
		440013470	乳幼児加算（在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料・6歳未満）	12	-	-	-	0	0	-	0	0	0
		440012870	乳幼児加算（在宅患者オンライン薬剤管理指導料・6歳未満）	12	22	-	0	0	0	-	0	0	0
		440017470	小児特定加算（服薬管理指導料）（臨コ）	350	47	11	-	-	-	13	-	-	-
		440012370	小児特定加算（服薬管理指導料）	350	13,572	2,768	2,141	1,441	898	2,626	1,768	1,294	636
		440012970	小児特定加算（在宅患者訪問薬剤管理指導料）	450	36,517	7,096	5,980	4,061	1,863	6,746	5,674	3,638	-
		440013570	小児特定加算（在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料）	450	1,559	475	182	119	41	391	226	82	43
		440013970	小児特定加算（在宅患者緊急時等共同指導料）	450	-	0	-	0	0	-	0	-	0
		440013670	小児特定加算（在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料）	350	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		440013070	小児特定加算（在宅患者オンライン薬剤管理指導料）	350	21	10	0	0	0	-	0	-	0
		440014270	小児特定加算（かかりつけ薬剤師指導料）	350	2,254	305	323	361	143	319	385	242	176

②患者数

区分番号	区分名	調剤行為 コード	調剤行為	点数	総計 (患者数)	男				女			
						0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳
31	薬学管理料加算	440016970	乳幼児服薬指導加算（薬剤服用歴管理指導料・6歳未満）	12	22,862	8,658	3,195	0	0	8,059	2,950	0	0
		440017370	乳幼児服薬指導加算（服薬管理指導料・6歳未満）（臨コ）	12	98,272	36,041	14,784	0	0	33,659	13,788	0	0
		440012270	乳幼児服薬指導加算（服薬管理指導料・6歳未満）	12	4,827,684	1,772,419	719,627	0	0	1,664,508	-	0	0
		440004470	乳幼児服薬指導加算（かかりつけ薬剤師指導料・6歳未満）	12	185,880	68,803	28,737	0	0	62,398	-	0	0
		440006070	乳幼児加算（在宅患者訪問薬剤管理指導料・6歳未満）	100	1,355	496	191	0	0	476	192	0	0
		440006170	乳幼児加算（在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料・6歳未満）	100	739	282	102	0	0	264	91	0	0
		440013470	乳幼児加算（在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料・6歳未満）	12	-	-	-	0	0	-	0	0	0
		440012870	乳幼児加算（在宅患者オンライン薬剤管理指導料・6歳未満）	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		440017470	小児特定加算（服薬管理指導料）（臨コ）	350	43	10	-	-	-	10	-	-	-
		440012370	小児特定加算（服薬管理指導料）	350	4,347	1,194	698	261	150	1,077	607	233	127
		440012970	小児特定加算（在宅患者訪問薬剤管理指導料）	450	2,767	494	443	322	172	469	438	287	-
		440013570	小児特定加算（在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料）	450	598	144	95	47	17	125	107	45	18

	440013970	小児特定加算（在宅患者緊急時等共同指導料）	450	-	0	-	0	0	-	0	-	0
	440013670	小児特定加算（在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料）	350	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	440013070	小児特定加算（在宅患者オンライン薬剤管理指導料）	350	-	-	0	0	0	-	0	-	0
	440014270	小児特定加算（かかりつけ薬剤師指導料）	350	410	68	66	56	24	54	67	42	33

（参考）

乳幼児服薬指導加算	①乳幼児服薬指導加算は、乳幼児に係る処方箋の受付の際に、年齢、体重、適切な剤形その他の必要な事項の確認を行った上で、患者の家族等に対して適切な服薬方法、誤飲防止等の必要な服薬指導を行った場合に算定。 ②乳幼児服薬指導加算を算定した処方箋中の薬剤の服薬指導中に、患者の家族等から電話等により当該処方薬剤に係る問い合わせがあった場合には、適切な対応及び指導等を行う。
乳幼児加算	乳幼児加算は、乳幼児に係る薬学的管理指導の際に、体重、適切な剤形その他必要な事項等の確認を行った上で、患者の家族等に対して適切な服薬方法、誤飲防止等の必要な服薬指導を行った場合に算定。
小児特定加算	①小児特定加算は、児童福祉法第56条の6第2項に規定する生涯児である18歳未満の患者に係る薬学的管理指導の際に、服薬状況等を確認した上で、患家を訪問し、患者又はその家族等に対し、当該患者の状態に合わせた必要な薬学的管理及び指導を行った場合に算定。 ②小児特定加算は、次に掲げる薬学的管理及び指導を行った場合に算定する。 ア 患者の服薬状況及び服薬管理を行う際の希望等について、患者又はその家族等からの聞き取り、当該患者の薬学的管理に必要な情報を収集する。 イ アにおいて、収集した情報を踏まえ、薬学的知見に基づき調剤方法を検討し調剤を行うとともに、服用上の注意点や適切な服用方法等について服薬指導を行う。 ③小児特定加算を算定した処方箋中の薬剤の服用期間中に、患者の家族等から電話等により当該処方薬剤に係る問い合わせがあった場合には、適切な対応及び指導等を行う。